

○大野市九頭竜保養の里設置条例

平成 1 7 年 1 1 月 4 日

条例第 6 9 号

(設置)

第 1 条 豊かな自然とすぐれた地域資源を活用して、市民の福祉の増進に寄与するとともに、都市等との交流を通じ地域の活性化を図るため、大野市九頭竜保養の里（以下「保養の里」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保養の里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
地域交流センターホテルフレール和泉	大野市下山第 6 3 号 2 番地の 2 4
温泉保養館九頭竜温泉平成の湯	
附帯施設	

(指定管理者による管理)

第 3 条 保養の里の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保養の里の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 保養の里の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務
- (3) 利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保養の里の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用時間)

第 4 条 保養の里の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 地域交流センターホテルフレール和泉（以下「フレール和泉」という。）
午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、宿泊の場合は、終日利用できるものとする。
- (2) 温泉保養館九頭竜温泉平成の湯（以下「平成の湯」という。） 午前 1 0 時

から午後 9 時まで

(休館日)

第 5 条 保養の里の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

平成の湯

ア 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

イ 1 月 1 日

(利用の許可)

第 6 条 保養の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の有料部分を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保養の里の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 8 条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第 9 条 利用者は、保養の里を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、保養の里の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 保養の里の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 保養の里を利用しようとするものは、保養の里の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 保養の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理における適用)

第16条 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第7条まで及び第9条から第13条までの規定の適用については、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条及び第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第11条第1項中「保養の里の使用料の額は、別表のとおりとする。」とあるのは「保養の里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者があらかじめ当該利用料金について市長の承認を受け、別表に定める額の範囲内で定めるものとする。この場合において、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(和泉村の編入に伴う経過措置)

- 2 和泉村の編入の日前に、九頭竜保養の里の設置及び管理に関する条例（平成16年和泉村条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 3 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下この項において「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの期間においては、第11条第1項の規定にかかわらず、指定管理者不在等開始時直前における第16条において適用する第11条第1項の承認に係る利用料金の額を使用料として徴収することができる。

附 則（平成25年条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大野市九頭竜保養の里設置条例第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後宿泊又は利用する者に係る使用料について適用し、施行日の前日から施行日にかけて宿泊する者の当該宿泊及び利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第20号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第47号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降の利用から適用する。

別表（第 11 条関係）

1 フレアール和泉宿泊使用料

(単位：円)

室の区分	利用者の区分	宿泊料	シーズン等加算料金
和・洋室	大人（中学生以上）	9, 100	①土曜日及び祝祭日の前日 2, 100 ②4月28日から5月5日まで 3, 100 ③8月13日から8月16日まで 3, 100 ④12月30日から翌年の1月3日まで 3, 100
	小人（小学生）	6, 400	
	幼児（3歳以上）	3, 150	
特別室	大人（中学生以上）	20, 000	③8月13日から8月16日まで 3, 100 ④12月30日から翌年の1月3日まで 3, 100
	小人（小学生）	14, 000	
	幼児（3歳以上）	7, 000	

2 フレアール和泉室等使用料

(単位：円)

区分	使用料
	使用可能時間 9：00～21：00
大広間（1時間当たり）	5, 300
小宴会室（1時間当たり）	1, 800
大会議室（1時間当たり）	7, 900
客室（1時間当たり）	1, 350
入湯料	平成の湯使用料と同額

3 平成の湯使用料

(単位：円)

単位	区分	使用料
----	----	-----

個人 1 回 使 用	大人	中学生以上	大野市民	7 0 0
			大野市民（65歳以上）	6 0 0
			大野市民以外	8 0 0
		中学生以上の身体障害者手帳等所持者		5 0 0
	子供	3歳以上	大野市民	3 5 0
			大野市民以外	4 0 0
		3歳以上の身体障害者手帳等所持者		2 5 0
個人回数券 使用	大人	中学生以上 (6回分)	大野市民	3 , 5 0 0
			大野市民（65歳以上）	3 , 0 0 0
			大野市民以外	4 , 0 0 0
	子供	3歳以上 (6回分)	大野市民	1 , 7 5 0
			大野市民以外	2 , 0 0 0

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 3 身体障害者手帳等を所持する者の介護を目的に施設を利用する場合は、介護者1人に限り、当該介護者の使用料の額は500円とする。
- 4 利用者が大野市民であることを確認するため、証明するものの提示を求めることがある。